

○ 令和5年度行方市の健全化判断比率等をお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が公布され、平成20年4月から施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要なる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と資金不足比率です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

令和5年度決算に基づき行方市の健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、下表のとおり国の定めた早期健全化基準を下回り、本市の財政の健全性は、財政健全化法上問題ないこととなりました。

指 標		行方市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	－	13.18%	20.00%
	連結実質赤字比率	－	18.18%	30.00%
	実質公債費比率	8.5%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	24.7%	350.0%	

*実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため「－（該当なし）」で表示。
*上記、実質赤字比率・連結実質赤字比率の基準値は、行方市の標準財政規模に対してのものであります。

指標	会 計 名	行方市	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	－	20.0%
	下水道事業会計	－	

*資金不足比率がない会計は「－（該当なし）」で表示。

【用語解説】

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の過去3か年平均
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模（料金収入等）に対する割合
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる経常的一般財源の規模

財政健全化法について

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定経過

- ・ S30年 「地方財政再建促進特別措置法」
赤字額一定比率超→ 「財政再建団体」
- ・ H18年8月 「新しい地方財政再生制度研究会」設置
- ・ 12月 「新しい地方財政再生制度研究会報告書」
- ・ H19年6月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」可決・公布
- ・ 12月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」制定
- ・ H20年2月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」制定
→財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等の決定

2. 健全化判断比率の公表等

(1) 健全化判断比率の内容

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

3. 資金不足比率について

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支をチェックします。

公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を示します。数値が大きいほど、
財政が厳しい状況であることを表します。

令和5年度	-
令和4年度	-
令和3年度	-

早期健全化基準・・・13.18%

財政再生基準・・・20.00%

※算出方法

$$\frac{\text{一般会計の実質収支額 (赤字+, 黒字-)}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-778,145}{11,021,010} = -7.06\%$$

(※端数切捨)

解説

令和5年度の一般会計決算は、
歳入20,347,614千円……①
歳出19,516,656千円……②
差引 830,958千円……③ (①-②)
繰越すべき財源 52,813千円④
(継続費通次繰越 31,134千円, 繰越明許 20,203千円,
事故繰越 744千円,
事業繰越分(災害援護資金償還未済分) 732千円)
実質収支額 778,145千円⑤ (③-④)となり黒字会計でした。よって、実質赤字比率は発生しません。

※標準財政規模・・・地方公共団体の通常収入される経常一般財源の規模を表します。(標準税収入額+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)

※標準税収入額・・・普通交付税の算定上での、市税・譲与税・各種交付金の収入見込額

※普通交付税・・・標準的な行政を行う経費(基準財政需要額)から、基準財政収入額(税込・交付金の75%および譲与税等100%を算定)及び臨時財政対策債発行可能額を差し引いて算定する交付金。

※臨時財政対策債発行可能額・・・現在国の予算の中で、普通交付税を全て賄うことができないので、予算不足分について、国・地方で借金(臨時財政対策債)を行い、財源不足を賄っています。

連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計などすべての会計を合算して、市全体（全会計）としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど、市全体の財政が厳しい状況であることを表します。

令和5年度	-
令和4年度	-
令和3年度	-

早期健全化基準・・・18.18%

財政再生基準・・・30.00%

※算出方法

$$\frac{\text{一般会計, 特別会計, 公営企業会計の実質収支額等}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-1,808,182}{11,021,010} = -16.40\%$$

(※端数切捨)

解説		会計名	実質収支額	会計名	資金不足・剰余額
	一	般	778,145	公	水道事業 595,024
特 別 会 計		国民健康保険	10,336	営 企 業	下水道事業 262,366
		介護保険	159,438		
		後期高齢者療 医	2,241		
		介護サービス	632		

※行方市の全ての会計で、黒字決算ですので、連結実質赤字比率は発生しません。(過去同様)

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

令和5年度	8.5%	R5	8.35791%
		R4	8.90545%
		R3	8.40353%
令和4年度	8.7%	R4	8.90545%
		R3	8.40353%
		R2	8.92816%
令和3年度	8.3%	R3	8.40353%
		R2	8.92816%
		R1	7.61439%

早期健全化基準・・・25.0%

財政再生基準・・・35.0%

※3年間の平均を判断数値としています。

※算定方法

$$\begin{aligned} & \text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金（A）} \\ & - \text{（特定財源（B）} + \text{公債費に係る普通交付税基準財政需要額算入額（C））} \\ \text{実質公債費比率} & = \frac{\quad}{\quad} \\ \text{3年平均} & \quad \text{標準財政規模（D）} - \text{（公債費に係る普通交付税基準財政需要額算入額（C））} \end{aligned}$$

解説

実施公債費比率は、早期健全化基準（25.0%）を下回っており、前年度決算よりも3か年平均で0.2%減少しています。これは震災後の災害措置として平成24年度に借入した旧緊急防災・減災事業債の償還が満了したことにより、一般会計における元利償還金の額が減少したことが主な要因です。

なお、実質公債費比率が25%以上の団体については、地方債の発行にあたり総務大臣の許可が必要となりますが、本市はこの基準も下回っています。

【参考】 実質公債費率の内訳

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R5-R4
① 一般会計における元利償還金	2,001,671	2,010,118	1,919,028	△ 91,090
② 公営企業の元利償還金のうち一般会計負担額	451,779	466,411	399,235	△ 67,176
③ 一部事務組合の元利償還金分負担金	32,098	35,871	38,798	2,927
④ 公債費に準ずる債務負担行為	55,583	55,583	55,583	0
⑤ 公債費等 (A) (①~④)	2,541,131	2,567,983	2,412,644	△ 155,339
⑥ 元利償還金に充当した特定財源額 (B)	50,760	47,797	46,067	△ 1,730
⑦ 事業費補正交付税算入額	271,064	258,249	232,228	△ 26,021
⑧ 災害復旧費等交付税算入額 (臨時財政対策債・合併特例債)	1,404,162	1,428,326	1,345,050	△ 83,276
⑨ 密度補正交付税算入額	2,808	0	0	0
⑩ 公債費に係る普通交付税基準財政需要額算入額(C) (⑦~⑨)	1,678,034	1,686,575	1,577,278	△ 109,297
⑪ 標準税収入額	5,118,559	5,286,666	5,497,843	211,177
⑫ 普通交付税	5,697,709	5,612,328	5,455,015	△ 157,313
⑬ 臨時財政対策債発行可能額	528,388	148,269	68,152	△ 80,117
⑭ 標準財政規模(D) (⑪~⑬)	11,344,656	11,047,263	11,021,010	△ 26,253
⑮ 分子 (A-(B+C))	812,337	833,611	789,299	△ 44,312
⑯ 分母 (D-C)	9,666,622	9,360,688	9,443,732	83,044
⑰ 単年度実質公債費比率 ⑮/⑯	8.40353%	8.90545%	8.35791%	-0.54753%
実質公債費比率 (3年平均) ※端数切捨			8.5%	

将来負担比率

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

令和5年度	24.7%
令和4年度	36.0%
令和3年度	45.3%

早期健全化基準・・・350.0%

※算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A) - 充当可能財源等 (B)}}{\text{標準財政規模 (C) - 公債費に係る普通交付税基準財政需要額算入額 (D)}}$$

解説

将来負担比率は、早期健全化基準（350.0%）を下回っており、前年度決算に比べ11.3%減少しています。主な要因は、ふるさと応援寄附金の増に伴う充当可能基金残高の増加、地方債償還額の減少及び起債事業の次年度繰越に伴う一般会計起債残高の減少、公営企業債等見込繰入額の減少によるものです。

※将来負担額(A)

- ・一般会計地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営企業に対する地方債現在高のうち一般会計負担見込額
- ・一部事務組合に対する負担見込額
- ・退職手当負担見込額
- ・設立法人等に対する負担額

※充当可能財源 (B)

- ・充当可能基金
- ・充当可能特定歳入
- ・基準財政需要額算入見込額

【参考】 将来負担比率の内訳

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R5-R4
① 一般会計地方債現在高	16,876,855	15,799,590	15,029,945	△ 769,645
② 債務負担行為に基づく 支出予定額	833,734	778,151	722,568	△ 55,583
③ 公営企業に対する地方債現在 高のうち一般会計負担見込額	4,838,303	4,544,393	4,045,339	△ 499,054
④ 一部事務組合に対する 負担見込額	150,806	118,650	79,363	△ 39,287
⑤ 退職手当負担見込額	3,447,948	3,427,617	3,435,601	7,984
⑥ 設立法人等に対する負担額	0	0	3,461	3,461
⑦ 将来負担額 (A) (①~⑥)	26,147,646	24,668,401	23,316,277	△ 1,352,124
⑧ 充当可能基金	5,511,448	6,096,398	6,579,708	483,310
⑨ 充当可能特定財源歳入	234,020	189,771	147,312	△ 42,459
⑩ 基準財政需要額算入見込額	16,022,811	15,007,166	14,255,173	△ 751,993
⑪ 充当可能財源等(B)	21,768,279	21,293,335	20,982,193	△ 311,142
⑫ 標準財政規模 (C)	11,344,656	11,047,263	11,021,010	△ 26,253
⑬ 公債費に係る普通交付税 基準財政需要額算入額(D)	1,678,034	1,686,575	1,577,278	△ 109,297
⑭ 分子 (A-B)	4,379,367	3,375,066	2,334,084	△ 1,040,982
⑮ 分母 (C-D)	9,666,622	9,360,688	9,443,732	83,044
⑯ 将来負担比率⑭/⑮ ※端数切捨	45.3%	36.0%	24.7%	-11.3%

資金不足比率

水道・下水道等の企業会計については、毎年度、企業会計ごとに資金不足比率を算定します。資金不足比率が経営健全化基準（20％）以上となると、経営健全化計画を策定しなければなりません。

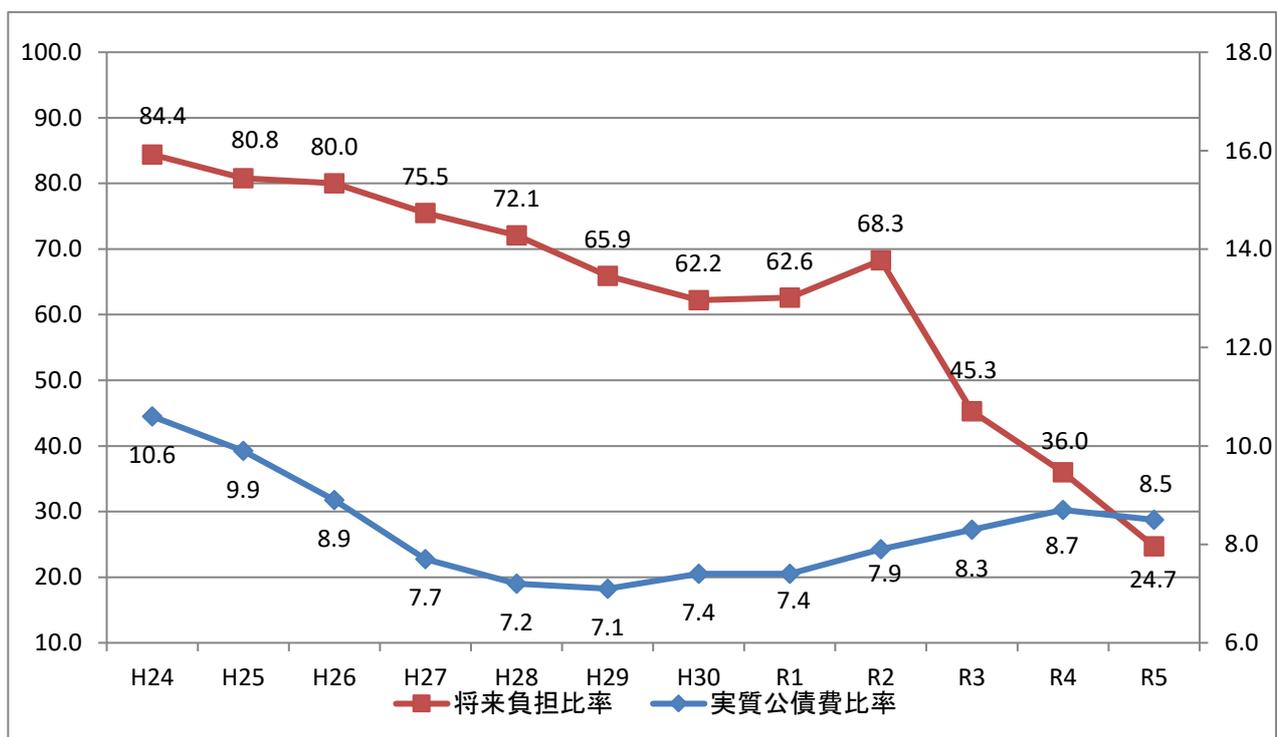
企業会計名	資金不足比率	余剰額(千円)	事業の規模
水道事業	－	595,024	689,836
下水道事業	－	262,366	136,832

解説

全ての会計で資金不足比率は発生しません。

- ・資金不足比率は、 $\text{資金不足額} \div \text{事業規模}$ で算定します。
- ・資金不足額（余剰額）は、水道事業会計・下水道事業会計（法適用企業）では、 $(\text{流動資産}) - (\text{流動負債} - \text{建設事業に充当した地方債})$ の額で算定します。
- ・事業規模は、 $\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$ で算定します。

健全化判断比率の推移



実質公債費比率及び将来負担比率の推移

年度	実質公債費比率 (単位：%)					将来負担比率 (単位：%)				
	行方市	前年度比較	県平均	県内順位	全国平均	行方市	前年度比較	県平均	県内順位	全国平均
25年度	9.9	△0.7	9.0	23	8.6	80.8	△3.6	42.9	36	51.0
26年度	8.9	△1.0	8.0	21	8.0	80.0	△0.8	37.5	36	45.8
27年度	7.7	△1.2	7.3	21	7.4	75.5	△4.5	36.6	34	38.9
28年度	7.2	△0.5	6.9	20	6.9	72.1	△3.4	36.4	34	34.5
29年度	7.1	△0.1	6.8	18	6.4	65.9	△6.2	37.0	32	33.7
30年度	7.4	0.3	6.8	23	6.1	62.2	△3.7	37.1	32	28.9
元年度	7.4	0.0	6.7	23	5.8	62.6	0.4	41.9	29	27.4
2年度	7.9	0.5	6.5	30	5.7	68.3	5.7	39.4	36	24.9
3年度	8.3	0.4	6.3	32	5.5	45.3	△23.0	28.8	31	15.4
4年度	8.7	0.4	6.4	33	5.5	36.0	△9.3	22.4	29	8.8
5年度	8.5	△0.2	6.6	33		24.7	△11.3	23.3	23	

※順位は、数値の低い順